破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６９号
香川県木田郡三木町大字氷上2811番地５
破産者　飯間　幸男
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３１号
長崎県対馬市美津島町根緒180番地
破産者　中山　福二
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第１４０６号
熊本市清水本町29番８号
破産者　大石　昌紀
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０号
沖縄県島尻郡久米島町字仲泊1192番地　国吉アパート106、開始決定時の住所沖縄県島尻郡久米島町字仲泊607番地
破産者　渡慶次　昇
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３号
北海道空知郡南幌町南11線西16番地
破産者　久保　康則
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第３３３号
北海道上磯郡知内町字元町48番地48
破産者　村上　祐子
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成１９年（フ）第７０号
岩手県和賀郡西和賀町大渡57地割12番地１
破産者　高橋　幸一
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第３９６号
神奈川県相模原市磯部1333番地１　ハイムリベルテ103
破産者　平野　幸夫
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１９１号
新潟県長岡市曙３丁目４番地７
破産者　星野　金二
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
石川県能美市宮竹町ホ３番地１
破産者　傳　扶美代
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４３３号
静岡県浜松市中区和合町1251番地の３
破産者　廣瀬　忠輝
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１６４９号
京都市山科区小野西浦38番地65
破産者　松宮　秀子
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３７号
京都市西京区川島尻堀町24―９、住民票上の住所兵庫県芦屋市船戸町７番22号
破産者　森本きくえ
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第３９２号
広島県福山市日吉台２丁目５番23号、旧住所広島県福山市東深津町３丁目１番41―405号
破産者　小方　保幸
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第９６号
香川県高松市西山崎町60番地10
破産者　我部山竜也
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第８４０号
熊本市龍田１丁目23番85号
破産者　増田　　恵
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４８号
熊本市本山町218番地５　エステート平成205号
破産者　徳本　幸治
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３８号
熊本県山鹿市鹿校通４丁目５番５―４号
破産者　福山　勝洋
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
熊本県山鹿市中257
破産者　冨山　年春
１　決定年月日　平成21年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係